

VII 危機管理対策

- (1) 学校長は、日頃からいかなる不測の事態に対しても生徒職員の安全を守ることに努め、また生徒・職員が災害、疾病、犯罪等に対する十分な危機管理能力を備えるために、安全管理教育の徹底を図ること。
- (2) 学校長以下本校職員は、非常事態時の対応については説明責任を負う。また内容によっては守秘義務を徹底しなければならない。
- (3) 第一発見者または通報受信者が本校職員である場合には、管理者へ報告するとともに、管理者の指示に従い、関係職員へ周知を図る。ただし、生命に危険が及ぶ状況下で一刻の猶予も許されない事態には、人命救助を第一に優先し、自らの判断で、救急車や消防車の要請、または警察への通報を行い、その後に関係職員への報告と応援を求めること。

(1) 防災対策

① 防火及び消防対策

(ア) 自衛消防の本部は次のとおり

消防隊本部長：校長(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う)
消防隊長：教頭(自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する)
消防副隊長：事務長(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する)

(イ) 各班の任務は次のとおり

班	担当部署	責任者	任務内容
通報・連絡班	消防本部	教頭 事務長	① 出火場所へ直行し、目視による発生状況の確認 ② 自衛消防本部の設置 ③ 防機関への通報 ④ 校内への非常通報並びに指示命令の伝達 ⑤ 関係部署への連絡
指揮班	環境整備部	環境整備 責任職員	① 隊長、副隊長の補佐 ② 各版への指示の伝達並びに情報の収集 ④ 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 ⑤ その他指揮統制上必要な事項
消火班	各施設の 管理部署	各施設の管理 責任職員	① 出火場所周辺の生徒・職員の安全確保 ② 最寄りに設置されている消火器による消火活動
避難誘導班	教科担当	火災発生時の 授業担当教諭	① 出火場所を回避した避難経路の指示・誘導 ② 避難上障害となる物品等の除去 ③ 逃げ遅れ者の救助 ④ 避難先での生徒の安全確認
安全防護班	事務部	事務主任 用務員	① 火災場所周辺の防火シャッター、防火戸等の閉鎖による延焼防止 ② 非常用電源の確保とボイラー等の火気機器の運転停止
救護班	学校保健部	養護教諭	① 応急救護所の設置 ② 負傷者等への救急処置 ③ 外部救急隊への応援要請 ④ 消防本部への情報提供

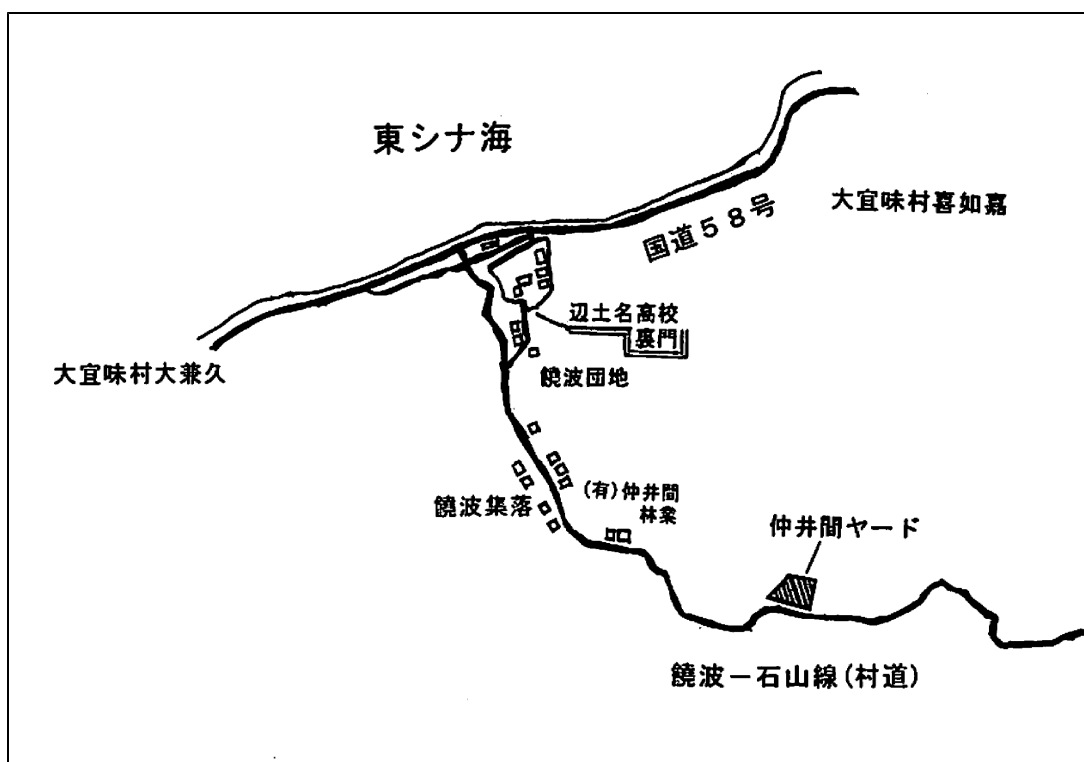
(ウ)消化器設置場所は次のとおり(各所1本設置)

No	棟	適用場所(保管場所)
1	管理棟 1階	給湯室
2		事務室
3		図書館前
4		保健室
5		美術準備室
6		環境科準備室
7		トレーニングルーム
8	管理棟 2階	放送室
9		音楽準備室
10		家庭科準備室
11		職員室
12		多目的教室
13	体育館 1階	アリーナ西
14		アリーナ東
15		舞台 左
16		舞台 右
17	体育館 2階	ギャラリー西
18		ギャラリー東
19		舞台上 左
20		舞台上 右
21	武道場	武道場
22	体育館外	ポンプ室
23	理科棟 1階	理科準備室
24		廊下北
25		廊下南

No	棟	適用場所(保管場所)
26	理科棟 2階	廊下 西
27		廊下 東
28	普通教室棟 1階	3年1組前廊下(職員室)
29		3年展開教室前(職員室)
30	普通教室棟 2階	2年1組前廊下(職員室)
31		2年展開教室前(職員室)
32	普通教室棟 3階	1年1組前廊下(職員室)
33		1年展開教室前(職員室)
34	サークル棟	部室 1階
35		部室 2階
36	変電所	変電所

②地震及び津波対策

- (1) 目的 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、本校生徒の地震と津波に対する防災・減災意識を高め、危険回避能力を向上させることで、命を守る力を育む。
- (2) 避難所 地震・津波発生時における本校の避難計画に基づき避難する。本校は、国道58号を挟み、東シナ海の海岸から30mほどに正門があり、管理棟1階玄関付近の海拔は2.5mと極めて低い。また学校の敷地全体が「沖縄県津波危険想定区域」内にあるので、災害発生時及び訓練時の避難先は、生命の確保をより確実にするため学校裏門(南)から出て、村道「饒波石山線」を約1.5km進んだ場所に立地する、有限会社仲井間林業が管理する「ヤード」(以下、便宜上「仲井間ヤード」と称する)とする。



- (3) 避難方法 避難経路は特に設けない(津波てんでんこ方式)。

- (4) 防災態勢 次のとおり
- (ア) 防災最高責任者：校長
 - (イ) 防火管理者兼防災責任者、統括：教頭
 - (ウ) 防災リーダー：環境整備主任
 - (エ) 生徒誘導班：教務主任、進路指導主任
 - (オ) 安全確認班：生徒指導主任
 - (カ) 救護班：養護教諭
 - (キ) 公簿等管理班：事務主任

- (5) 避難訓練 年に一回以上実施する。訓練計画は別に定める。

③ 台風対策

台風来襲時等における安全確保は次のとおり

(生徒の場合)

- 1 辺土名高校がある地域で暴風警報または特別警報（以下、「警報」とする）が発令されている時間帯は、登校してはならない。生徒は自宅で待機し、登校できるか否かは、テレビのテロップ(字幕)、ラジオ、インターネット等で最新の天気情報をしっかり確認すること。
- 2 **警報の解除が午前7時以前にあった場合、学校は平常通りに所定の活動を実施する。**ただし、自宅付近が悪天候で、登校途中の安全が危惧される場合は、天候が回復するまで登校を控え、学校へその旨を申し入れること。
- 3 **暴風警報の解除が午前8時以降かつ正午以前にあった場合、学校は警報解除時刻から2時間以降に所定の活動を開始**することができる。その場合、同日の詳細な始業時刻については、学校に問い合わせること。ただし、自宅付近が悪天候で登校途中の安全が危惧される場合、天候が回復するまで登校を控え、学校へその旨を申し入れること。
- 4 **暴風警報が正午を過ぎても解除されない場合、終日臨時休校**とする。
- 5 遅刻や欠課の取り扱いについて 原則として授業再開時間に間に合わなかった場合は遅刻、再開された授業を受けなかった場合は欠課となります。但し、通学区域、居住地域、通学路等の状況（河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ、道路決壊、バスの運行、停電等）により、登校が困難である場合は、その状況の程度等を考慮して、個別に判断しその取り扱いを決定します。
- 6 登校後に警報が発令された場合、または発令される可能性がある場合、学校長の判断で、臨時休校処置をとり、生徒を速やかに下校させる。

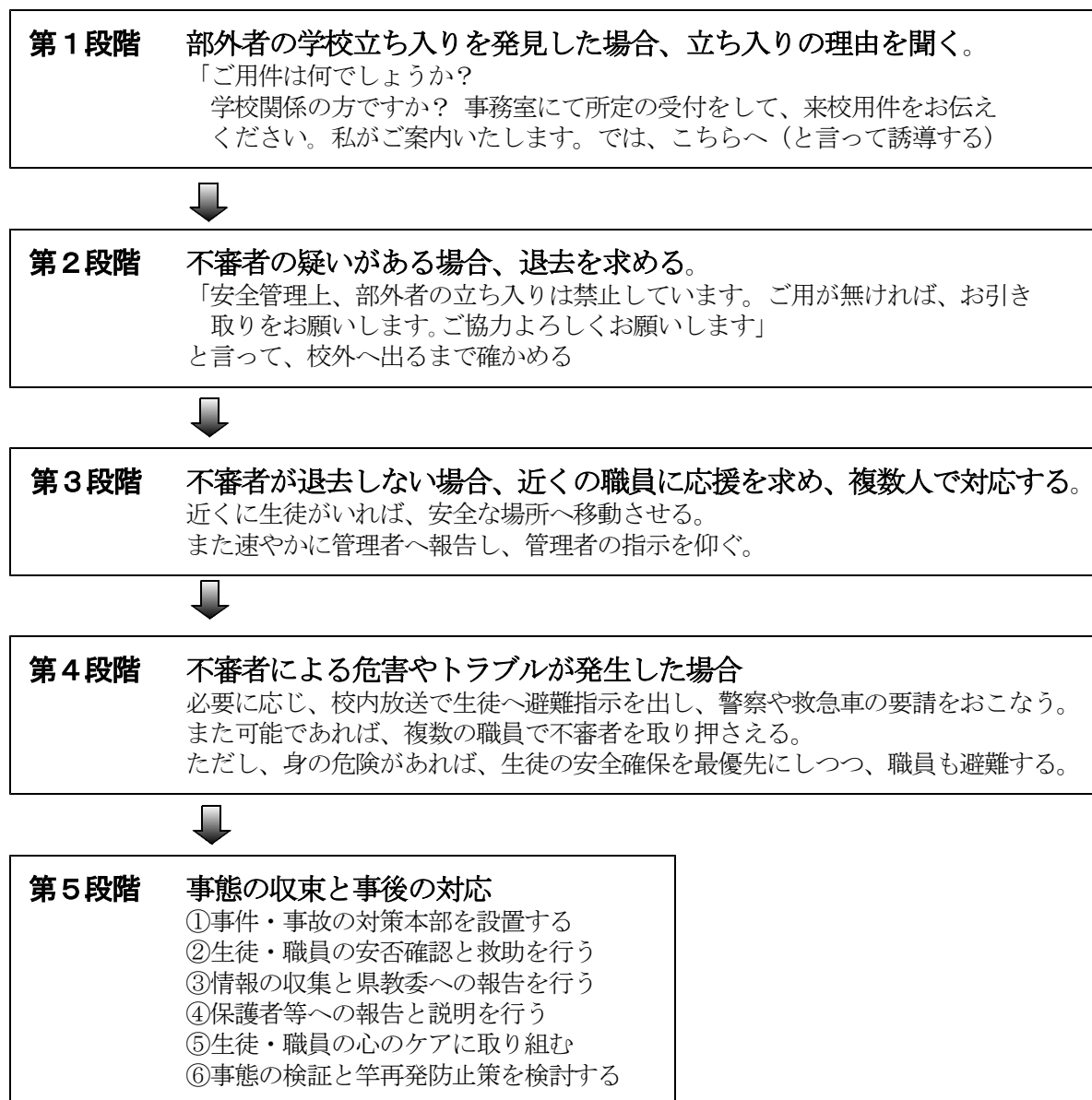
(職員の場合)

- 1 職員は辺土名高校がある地域で、暴風警報または特別警報（以下、「警報」とする）が発令されいても、直ちに業務停止（「特休」の付与）とはならない。**路線バスが運行されている時間帯は、平常通りに勤務し、各人の業務及び安全対策等にあたる。**ただし、通勤の行程で安全等が危惧される場合、管理者(学校)にその旨を伝え、指示を受ける。
- 2 **警報が午後2時以前に解除された場合、速やかに出勤**し、各人の業務及び安全対策等にあたる。ただし、通勤の行程で安全等が危惧される場合、管理者(学校)にその旨を伝え、その指示を受ける。
- 3 **暴風警報が午後2時以降も解除されない場合、終業時刻まで業務を停止**する。

※ 路線バスの運行状況は、運行路線によって異なるので、各人で注意すること。

(2) 防犯対策

不審者が侵入した場合の職員用対応マニュアル



〈不審者対応での留意事項〉

- ①部外者の様子が明らかに変で、危険を感じる場合は、決して単独で対応しない。
- ②不審者への緊急対応を要請された場合、授業担当者以外の職員は、速やかに指示された場所へ駆けつける。
- ③授業担当者は各教室で待機し、校内放送による指示があるまで生徒の安全を確保する。
- ④緊急校内放送で避難指示が出された場合、授業担当者は生徒を安全な場所へ誘導する。
- ⑤万が一、不審者が生徒が居る場所へ乱入しようとした場合、または乱入し生徒の身に危険が迫っている場合、職員自身の判断で、速やかに生徒の安全確保に努める。